

東都大学 動物実験規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東都大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」（以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号)」（以下「基本指針」という。）及び「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準、基本指針等に即し、動物実験等の原則である、代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の3原則に基づき、適正に実施しなければならない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 代替法の利用 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する事物をいう。
- (2) 使用数の削減 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の一を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。
- (3) 苦痛の軽減 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受けて、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼育者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関する行政機関の定める基準、指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

- 第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針又は行政機関が定める動物実験等に関する指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第2章 動物実験委員会

(委員会の設置)

- 第5条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施に関する最終責任者としての職責に鑑み、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

- 第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 2 学長は、前項に掲げる者を委員に任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることができない。
- 6 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(委員会の審議事項等)

第7条 委員会は、次の事項を調査又は審議（審査を含む。）する。

- (1) 動物実験計画の指針等及び本規程への適合性に関すること
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
 - (5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること
- 2 委員会は、前項の調査又は審議の結果については、速やかに学長に報告しなければならない。この場合において、動物実験等の実施並びに施設等及び実験動物の状況が適正でないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について学長に助言することができる。

(委員長及び委員会の運営)

第8条 委員会には委員長を置き、第6条第1項の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置く。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 5 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 委員会には、委員長が必要と認めた者（学外の専門家等を含む。）を出席させることができる。

第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の申請、審査決定の手続等)

第9条 動物実験等を行おうとする場合には、動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえた動物実験計画書を作成し、学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定を行うこと及び実験動物を適切に利用すること
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験成績の精度と再現性を考慮した実験動物の数の妥当性を検討すること、並びに遺伝学的、微生物学的な品質の確保及び飼養条件を考慮すること
- (4) 実験動物の苦痛の軽減を考慮して動物実験等を適切に行うこと
- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをい

う。) の設定を検討すること

- (6) 動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合には、当該委託先において指針等に基づき動物実験等が適正に実施されることを確認すること
- 2 学長は、前項の動物実験計画書の提出を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員会から審査結果が学長に報告（助言を含む。）された場合には、学長は、当該動物実験計画の承認又は不承認を決定するものとする。
- 4 学長が前項の決定を行った場合には、直ちに、その決定結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 5 動物実験責任者（動物実験実施者も同様とする。）は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、当該動物実験を行うことができない。
- 6 動物実験責任者は、動物実験等の実施に当たっては、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、遺伝学的、微生物学的な品質の確保並びに飼養条件を考慮しなければならないほか、特に微生物学的な品質の確保について管理者の指示に従わなければならない。

(動物実験等の実施)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
- ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組み換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うほか、専門家の最新の知見に従い高度の注意をもって実施すること
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保するほか、専門家の最新の知見に従い高度の注意をもつて実施すること
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと

(動物実験の中止命令等)

第11条 学長は、第7条第2項の規定に基づく委員会の助言を受けて、その動物実験等の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(実施報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を終了した後、遅滞なく、動物実験実施報告書により使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、学長に報告しなければならない。

第4章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第13条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）しようとする場合には、管理者は、飼養保管施設設置（変更）承認申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 管理者等は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、第1項の規定に基づき管理者により申請された飼養保管施設について、委員会に審査を付託し、その報告又は助言により、承認又は不承認を決定するものとする。
- 4 学長が前項の決定を行った場合には、直ちに、その決定結果を当該管理者に通知しなければならない。

(飼養保管施設の承認要件)

第14条 学長が飼養保管施設を承認するに当たっては、当該飼養保管施設について次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造であって、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逃走しない構造又は強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第15条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合には、管理者は、実験室設置（変更）承認申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 管理者等は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。
- 3 学長は、第1項の規定に基づき管理者により申請された実験室を委員会に審査を付託し、その報告又は助言により、承認又は不承認を決定するものとする。
- 4 学長が前項の決定を行った場合には、直ちに、その決定結果を当該管理者に通知しなければならない。

(実験室の承認要件)

第16条 学長が実験室を承認するに当たっては、当該実験室について次の要件をすべて

満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逃走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逃走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

(管理者の施設等の維持管理及び改善義務)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 施設等を廃止しようとする場合には、管理者は、施設等廃止届出書を学長に提出しなければならない。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管している実験動物については、他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養保管に係る標準操作手順（マニュアル）を定め、動物実験実施者及び飼育者に周知を図るものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第21条 管理者等は、実験動物の導入に当たり、関連法令及び指針等に基づき、適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼養等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(給餌及び給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(実験動物の健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病に罹った場合には、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数の実験動物の飼養)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(実験動物の記録の保存等)

第25条 管理者等は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備し、及び必要な期間保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類及び数等について、学長に報告しなければならない。

(実験動物の譲渡)

第26条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾患等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

2 遺伝子組換え動物を譲渡する場合には、前項の情報に加えて、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）で規定されている情報についても譲渡先に文書により提供しなければならない。

(実験動物の輸送)

第27条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(管理者の危害防止義務)

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲方法等をあらかじめ定めておかなければならぬ。

2 管理者等は、人に危害を加える等の虞のある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼育者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養又は保管及び動物実験の実施に關係のない者が実験動物等

に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震、火災等の緊急時に取るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練、自己点検・評価及び情報公開等

(教育訓練)

第30条 委員会は、学長からの委託を受けて、以下の事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- ①関連法令、指針等、本学が定める規程等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 管理者等は、前項の教育訓練を受けなければならない。

3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(自己点検・評価)

第31条 学長は、委員会に、動物実験等の基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者及び実験動物管理者並びに飼育者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、第2項の自己点検・評価の結果について、学外者による検証を受けるものとする。

(情報公開)

第32条 学長は、本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

(実験動物以外の動物への準用)

第33条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、本規程の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(本規程の適用除外)

第34条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に産業用家畜とみなされる動物種に限る。）の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(庶務)

第35条 動物実験委員会に関する事務は、総務課が行う。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成26年9月24日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。